

○委員長（鈴木庄市）

続いて、議案第30号 平成25年度開成町後期高齢者医療事業特別会計予算の質疑を行います。質疑は歳入歳出全般について行います。質疑をどうぞ。

高橋委員。

○2番（高橋久志）

2番、高橋久志です。75歳以上の後期高齢者医療制度で非常に気になる点を申し上げて、質問させていただきたいと思います。

平成24年の8月30日に、後期高齢者医療の県広域連合議会がございまして、この中で後期高齢者医療の滞納者に短期保険証の交付、これを導入したということが言われております。

そこで24年8月1日現在で、開成町において、滞納者数は9名おられて、短期証交付者が4名ということが出されております。全体では、滞納者数は1万3,775人、短期証発行の数は2,036ということが報告されたというふうに聞いております。国民健康保険では、短期証の保険証、そういった形が現在もあるわけですが、後期高齢者まで、これらの制度が導入された点については、いかななものかというふうに実は感じております。

現段階の、これは先ほど言ったように、24年8月1日ですけれども、直近の開成町における滞納者数と保険証交付数について答弁をいただきたいと思いますし、この保険証の交付に当たって、厚生労働省から通達を出しているわけですが、短期証や資格証の、資格証は発行していないというふうに認識しておりますけれども、機械的に発行するのではなくて、特別な事情の有無の把握を適切に行った上で行うと、こういう指導も受けているわけですので、実情について、答弁をお願いいたします。

○委員長（鈴木庄市）

保険健康課長。

○保険健康課長（田辺弘子）

では、ご質問にお答えします。24年度から後期高齢者医療の広域連合のほうで、要綱の改正がございまして、それにあわせて24年度から短期証を発行するというような形で神奈川県もそれを導入したという経過がございまして、一応短期証の交付対象としているのは、一応保険料の期数の合計が3期以上の被保険者ということで位置づけております。うちの町では、委員おっしゃるように、4名の方が8月の時点で短期証を発行されておりました。今現在、直近で短期証を発行している方は3人になってございます。また、あわせて今現在の滞納者は4名でございます。

以上です。

○委員長（鈴木庄市）

高橋委員。

○2番（高橋久志）

厚生労働省の通達をお話ししましたが、基本的な考え方として、通達に基

づいて、いたずらに短期証を発行すると。こういう措置はとらないというふうには私
は認識したいんですが、いかがでしょうか。

○委員長（鈴木庄市）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（草柳嘉孝）

まさに委員おっしゃられたとおりであります。機械的には出さないということで、
内容的に一応検討した中で、当然、納めることができるはずという方について、一
応短期証を発行している次第でございます。

以上です。

○委員長（鈴木庄市）

ほかにございますか。

（「なし」という者多数）

○委員長（鈴木庄市）

ないようですので、平成２５年度開成町後期高齢者医療事業特別会計予算の質疑
について終了いたします。